

令和7年度学研都市EV自動運転バス実証実験業務 公募型プロポーザル実施要領

(公財)北九州産業学術推進機構が発注する「令和7年度学研都市EV自動運転バス実証実験業務」の優先契約交渉事業者を決定するにあたり、本業務の委託契約者を下記のとおり公募します。

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度学研都市EV自動運転バス実証実験業務

(2) 委託期間

契約日 ~ 令和8年3月27日(金)

(3) 業務目的

本市未来産業推進の柱の一つとなる次世代自動車(EV、自動運転)に関する拠点化の促進、並びに学研都市の機能(先端技術の実証・実装拠点、アクセス)強化などを目的として、将来のJR折尾駅~学研都市間の実装も視野に、学研都市周辺道路において、EV自動運転バス(当面は危険時などに運転手が介入するレベル2)による実証運行を行うもの。

2 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 過去に募集する内容と同種の業務を実施した実績を有し、十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 北九州市内に次世代自動車の開発・設計・製造等の拠点を有すること、又は将来有する予定であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 市民税、法人税、消費税又は地方消費税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない法人であること。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない法人であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させないこと。

3 公募期間

令和7年4月4日(金)~令和7年4月18日(金)

4 応募方法

本公募型プロポーザルに応募される場合は、業務委託応募申込書兼誓約書(様式1)及び企画提案書に必要書類を添付して指定の期日までに事務局へ提出してください。

- (1) 提出方法 事務局に郵送又は持参してください。
- (2) 提出期限 令和7年4月18日(金)17時必着

5 委託金上限額

50,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 提出書類

- (1) 業務委託応募申込兼誓約書（様式 1）
- (2) 会社概要（様式 2）
- (3) 企画提案書（様式自由；詳細は「7 企画提案書について」によります）
- (4) 北九州市税の滞納がないことの証明書（発行日から 3 か月以内のもの；写し可）
- (5) 消費税及び地方消費税の納税署証明書（発行日から 3 か月以内のもの；写し可）
- (6) 見積書（様式自由；詳細は「8 見積書について」によります）

7 企画提案書について

企画提案書（様式自由）には、以下の内容を必ず記載してください。

- (1) 実施体制（体系図等の使用）
- (2) 運行体制（体系図等の使用）
- (3) 緊急時体制（体系図等の使用）
- (4) 自動運転車両スペック（写真・図面等の使用、搭載機器情報等を含む）
- (5) 自動運転システム（ベンダー情報、機能・特徴など）
- (6) 工程表（車両改造、システム搭載、チューニング、準備走行、試乗走行など）
- (7) 類似業務実績
- (8) 今後のビジネス展開

8 見積書について

見積書（様式自由）には、以下の内容（可能な範囲で内訳・明細を含む）を必ず記載してください。

- (1) 車両に関する経費
- (2) システムに関する経費
- (3) 運営に関する経費

9 提出部数

各書類とも正本 1 部とします。

なお、企画提案書については 5 部提出してください。

10 審査及び選定

(1) 選定の方法

企画提案書等により、別表 1 の評価基準に基づき評価し、書面審査（4 月下旬予定）します。

なお、本プロポーザルの審査は、令和 7 年度学研都市 EV 自動運転バス実証実験業務公募型プロポーザル評価選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行います。

(2) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定します。

なお、参加者が 1 社の場合でも審査を実施しますが、評価点の総合計が、満点の 60%を超える者がいないときは、優先契約交渉事業者がないものとします。

(3) 結果の通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、（公財）北九州産業学術推進機構ホームページに掲載します。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査を取り消すことがあります。

11 契約締結

審査の結果、優先交渉事業者として決定した法人と本業務の契約交渉を行います。

なお、次のいずれかに該当し、その法人と契約締結ができない場合、次点者と契約交渉を行うものとします。

- (1) 「2 応募資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

12 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとします。

- (1) 質問受付期間
令和7年4月11日（金）17時まで
- (2) 受付方法
質問書（様式3）に記入のうえ、「14 事務局」に電子メールにて提出してください。
- (3) 回答方法
電子メールにて質問受付後、随時、速やかに回答します。
- (4) 質問内容
質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けません。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の提出書類等の追加、修正及び再提出は認めません。
- (3) 提出書類等は、返却しません。
- (4) 発注者は、提出書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しません。
- (5) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとします。
- (6) 次の場合、提出書類等は無効とします。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

14 事務局

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2-1 北九州学術研究都市 産学連携センター

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 自動車産業推進部（担当：畑間）

TEL : 093-695-3685 E-mail : fais-car@ksrp.or.jp

別表1「評価基準」

区 分	評価対象	評価内容	配点
業務実績	企画提案書	同種・同様の業務実績を有しているか。	20
実施方針	企画提案書	目的にあった提案が示されているか。	20
実施体制	企画提案書	本業務の実施にあたり、人員配置など適正な体制となっているか。	10
実施工程	企画提案書	詳細かつ実現可能な業務スケジュールが作成されているか。	10
業務内容	企画提案書	仕様書を元に提案者の知識を活かして、本業務が最大限の効果を上げる提案となっているか。	30
	見積書	業務の遂行にあたり、経費の積算は妥当か。	10
評価点合計			100